

京丹後市最終処分場整備工事

優先交渉権者選定基準

令和8年10月

京 丹 後 市

目 次

第 1 章 優先交渉権者選定の手順	1
1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
2. 選定の手順	1
第 2 章 資格審査	3
第 3 章 提案審査	4
1. 基礎審査	4
2. 非価格要素審査	4
3. 提案価格の確認	6
4. 価格要素審査	6
5. 総合得点の算定方法	7
第 4 章 非価格要素審査において審査する点	8
第 5 章 技術提案書に関するヒアリング	8
第 6 章 審査結果等の公表	8

第1章 優先交渉権者選定の手順

1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

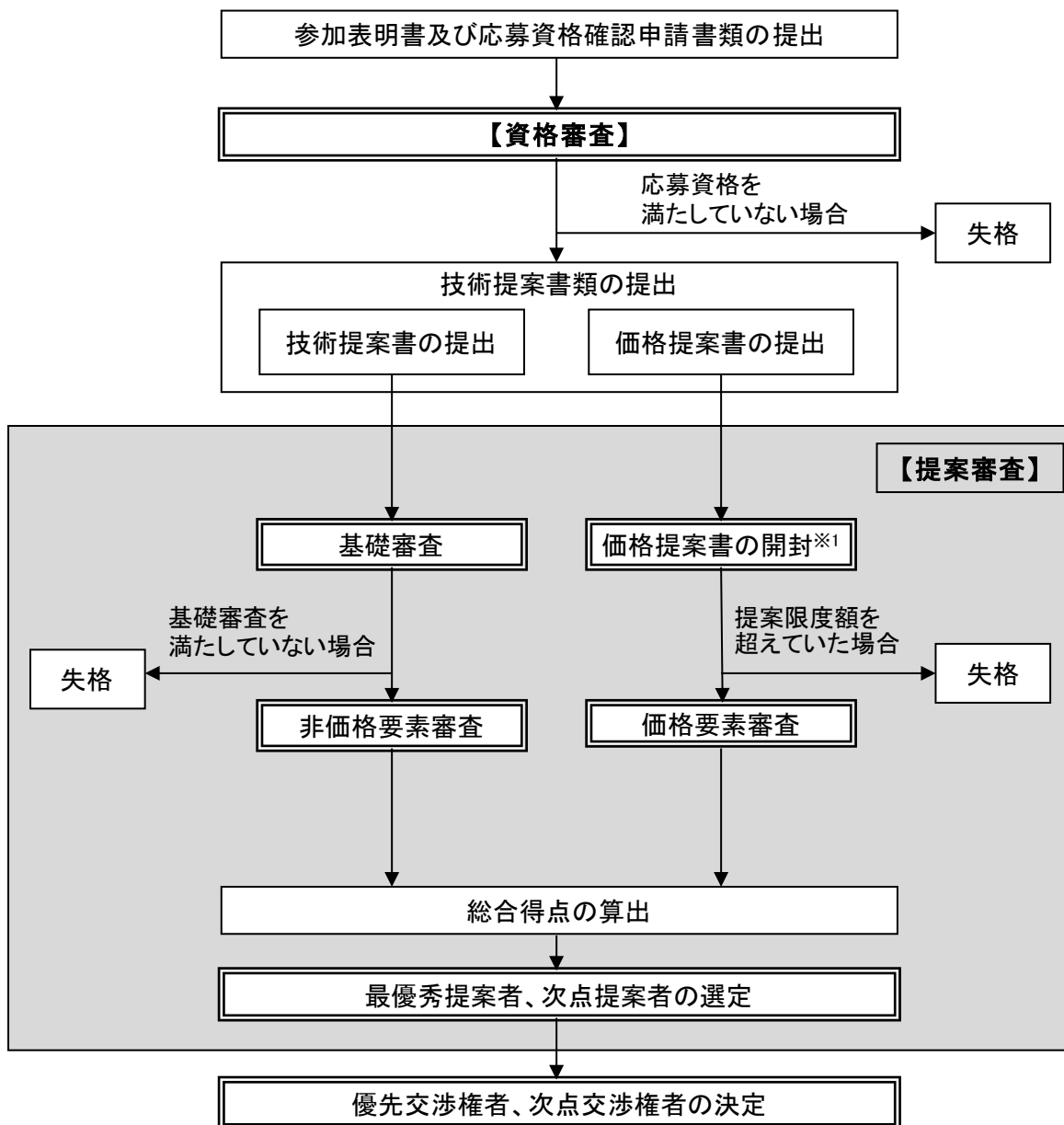
「京丹後市最終処分場整備工事」（以下「本工事」という。）を実施する事業者は、最終処分場整備に係る専門的な技術や知見を有している必要があるため、優先交渉権者の決定にあたっては、提案価格だけではなく事業提案内容によって優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この「京丹後市最終処分場整備工事 優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）は、京丹後市（以下「本市」という。）が本工事を実施する優先交渉権者の募集・選定を行うにあたって公表する「京丹後市最終処分場整備工事 募集要領」（以下「募集要領」という。）と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するにあたって、参加者から提出された価格提案書及び技術提案書（以下「技術提案書類」という。）を客観的に評価する基準及び方法等を示し、参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 選定の手順

本工事における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、図1に示す手順で実施する。



※1 技術提案書の基礎審査において失格となった者の提出した価格提案書は、開封しない。

※2 審査委員会の事務は図中網掛け部分

図1 優先交渉権者選定の手順

(1) 資格審査

本市は、応募資格確認申請書類により、募集要領に記載の応募資格を満たしていることを確認する。なお、応募資格を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

1) 基礎審査

「京丹後市最終処分場整備工事プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)

は、技術提案書類に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

2) 非価格要素審査

審査委員会は技術提案書類に記載された内容について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

3) 提案価格の確認

本市は、価格提案書に記載された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認する。この結果、提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

4) 価格要素審査

審査委員会は提案価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

5) 総合得点の算出

審査委員会は、非価格要素審査点及び価格審査点を合計し、総合得点を算定する。

6) 最優秀提案者等の選定

総合得点が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者とし、次いで総合得点が高い提案を行った参加者を次点提案者として選定する。

なお、総合得点の最も高い提案が複数ある場合、総合得点の最も高い者のうち、価格審査点が最も高い参加者を最優秀提案者として選定する。価格審査点についても同点の場合には、当該者のくじ引きにより最優秀提案者を選定する。

7) 優先交渉権者等の決定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。本市は、優先交渉権者と契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は、次点交渉権者と協議を行う。

第2章 資格審査

本市は、応募者が提出した資格審査申請書類から、「募集要領 第3章 応募に関する条件等」を満たしていることを確認する。応募資格の審査基準日は、資格審査申請書類受付最終日とする。詳細については、「募集要領」を参照のこと。

なお、募集資格を満たしていない場合には失格とする。

第3章 提案審査

1. 基礎審査

(1) 技術提案書類の確認

提出された技術提案書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 技術提案書の基礎審査

技術提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- 1) 「募集要領」及び「京丹後市最終処分場整備工事 様式集」（以下「様式集」という。）に示す技術提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- 2) 技術提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2. 非価格要素審査

技術提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 技術提案書における審査項目と配点

非価格要素審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本市が本工事に対して参加者の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。

審査項目及び配点については、次の表のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、第４章を参照のこと。

表 1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目	No	配点
1. 施工体制、技術者実績に関する提案		15 点
1-1 設計・施工の体制	1	5 点
1-2 監理技術者の経験	2	5 点
1-3 市内企業の活用	3	5 点
2. 工程計画、安全管理に関する提案		10 点
2-1 工程管理	4	5 点
2-2 安全管理	5	5 点
3. 本工事の技術課題に関する提案		30 点
3-1 全体配置・動線計画	6	5 点
3-2 埋立地造成工事の造成工（技術課題の理解度及びその対応）	7	5 点
3-3 埋立地造成工事の遮水工（技術課題の理解度及びその対応）	8	5 点
3-4 浸出水処理施設等建設工事の水槽躯体工事（技術課題の理解度及びその対応）	9	5 点
3-5 自由課題 1（技術課題の理解度及びその対応）	10	5 点
3-6 自由課題 2（技術課題の理解度及びその対応）	11	5 点
4. 維持管理、災害対応に関する提案		5 点
4-1 維持管理、災害対応への配慮	12	5 点
非価格要素審査		60 点
価格要素審査		40 点
合 計		100 点

(2) 非価格要素審査における得点化方法

- 1) 提案を求めている審査項目においては、原則として表 2 に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。
- 2) 各審査項目の得点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第 3 位を四捨五入した値とする。
- 3) 2) の結果をもとに、各審査項目の得点を合計して非価格要素審査点を算出する。

表 2 技術提案に関する得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	提案内容の有用性・実効性はかなり高い	配点 × 1.00
B	提案内容の有用性・実効性は高い	配点 × 0.75
C	提案内容の有用性・実効性は一定程度認められる	配点 × 0.50
D	提案内容の有用性・実効性は低い	配点 × 0.25
E	提案内容の有用性・実効性はほとんど認められない	配点 × 0.00

3. 提案価格の確認

提出された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認する。なお、提案価格が提案限度額を超えていない提案のみ価格要素審査を行うこととする。

4. 価格要素審査

(1) 価格要素審査における得点化方法

価格要素審査においては、提案価格（様式第 11 号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数第 3 位を四捨五入した値とする。

なお、価格要素審査においては、定量化限度額を設定する。

(2) 定量化限度額の算定方法

定量化限度額は、埋立地造成工事及び浸出水処理施設等建設工事のそれぞれについて、消費税及び地方消費税を含まない予定価格の算定基礎となる工事費内訳に基づき、次の式により算定した額を合算して定める。

$$\begin{aligned} \text{各工事の定量化限度額} &= \text{直接工事費} \times 0.97 \\ &+ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ &+ \text{現場管理費} \times 0.90 \\ &+ \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

$$\text{定量化限度額} = \text{埋立地造成工事の定量化限度額} + \text{浸出水処理施設等建設工事の定量化限度額}$$

ただし、前項により算定した合計額が予定価格の 75 パーセントを下回る場合は予定価格の 75 パーセントとし、予定価格の 92 パーセントを上回る場合は予定価格の 92 パーセントとする。

なお、定量化限度額は、価格要素審査における価格評価点の算定に用いる額であり、提案価格が定量化限度額を下回ることを理由として失格とするものではない。

価格審査点の算定式	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該参加者の} \\ \text{価格審査点}^{\ast 2} \end{array} \right) = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低提案価格}^{\ast 1}}{\text{当該参加者の提案価格}}$	
※1 最低提案価格 全参加者の提案価格のうち、最も低い価格。ただし、最低提案価格が定量化限度額を下回る場合、上式中の「最低提案価格」は「定量化限度額」に置き換える。	

※2 当該参加者の価格審査点

当該参加者の提案価格が定量化限度額を下回る場合であっても当該参加者の価格審査点は40点が上限となる。

5. 総合得点の算定方法

「2.非価格要素審査」、「4.価格要素審査」により算出した各参加者の得点を合計して、各参加者の総合得点を算出する。

総合得点の算定式

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該参加者の} \\ \text{総合得点} \\ (100 \text{ 点}) \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該参加者の} \\ \text{非価格要素審査点} \\ (60 \text{ 点}) \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該参加者の} \\ \text{価格審査点} \\ (40 \text{ 点}) \end{array} \right)$$

※ () 内は配点を示す。

第4章 非価格要素審査において審査する点

審査委員会では、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して各参加者の経験等を踏まえ、より実現性の高い提案が望ましいものとする（表3を参照）。

第5章 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、非価格要素審査を行うにあたり参加者に対し、ヒアリングを行う予定である。ヒアリングについては、参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

なお、ヒアリング開催方法等の詳細は、別途通知する。

第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、参加者に対しては個別に通知する。

表 3 非価格要素審査における審査の視点

審査項目	審査の視点
1. 施工体制、技術者実績に対する提案	
1-1 設計・施工の体制	・ 本工事は最終処分場整備（埋立地造成工事及び浸出水処理施設等建設工事）に係る一括発注工事であるため、代表企業、各構成員、協力企業等の役割分担や特徴等を評価する。 【評価視点の具体例】 ▶ 共同企業体構成員（協力会社含む）の役割分担、工事及び責任の範囲が明確であること。 ▶ 工事の安全管理及び工程管理、工事目的物の品質確保が考慮された体制であること。 ▶ 各工区及び工種等について、設計・工事が確実に履行でき、性能保証が担保できる体制であること。等
1-2 監理技術者の経験	・ 本工事は最終処分場の一括発注工事であり、一括発注工事又は埋立地造成工事または浸出水処理施設建設工事の施工経験を有する技術者が配置されていることを評価する。 【評価される経験例】 ▶ 本工事と同様の最終処分場一括発注工事の監理技術者としての経験を有し、その者が本工事の監理技術者として配置されている場合。 ▶ 埋立地造成工事又は浸出水処理施設建設工事（いずれも新設工事に限る）の監理技術者（主任技術者）としての経験を有し、その者が本工事の監理技術者（主任技術者）として配置されている場合。 ▶ 埋立地造成工事又は浸出水処理施設建設工事（いずれも新設工事に限る）の監理技術者としての経験はないが、工事担当者としての経験を有し、その者が本工事の監理技術者（主任技術者）として配置されている場合。
1-3 市内企業の活用	・ 工事や資材購入等において、市内企業の活用に最大限配慮した計画であるかを評価する。 【評価の方法例】 ▶ 市内企業への発注金額等について 5 段階評価
2. 工程計画、安全管理に関する提案	
2-1 工程管理	・ 埋立地造成工事と浸出水処理施設等建設工事は近接工事であり、妥当性のある工程計画であるかを評価する。 ・ 設計・施工における課題を踏まえたうえで、クリティカルパス、マイルストーン等が明確であることを評価する。
2-2 安全管理	・ 工事における安全対策、周辺住民への配慮、濁水対策等が適切であるかを評価する。

審査項目	審査の視点
3. 本工事の技術課題に対する提案	
3-1 全体配置・動線計画	- 敷地内の動線計画について、最終処分場を利用する各種車両及び人（廃棄物の搬入車両、維持管理車両、維持管理作業員、見学者等）に対する安全性が確保されているかを評価する。 - 全体配置計画について、浸出水処理施設、埋立前処理施設の各施設が機能的な配置となっており、効率的な受入動線が確保されているかを評価する。
3-2 現場・技術課題への理解と対応	埋立地造成工事の造成工（地盤改良工事、貯留構造物含む）に係る技術課題の理解度、技術課題への対応策、その対応策の具体的効果等について評価する。（施工方法、品質管理手法、伐採木の処理等）
	埋立地造成工事の遮水工に係る技術課題の理解度、技術課題への対応策、その対応策の具体的効果等について評価する。（施工方法、品質管理手法等）
	浸出水処理施設等建設工事の水槽躯体（鉄筋コンクリート水槽）工事に係る技術課題の理解度、技術課題への対応策、その対応策の具体的効果等について評価する。（施工方法、品質管理手法等）
	自由課題 1（参加者にて任意抽出する工種及び事象等）に係る技術課題の理解度、技術課題への対応策、その対応策の具体的効果等について評価する。
	自由課題 2（参加者にて任意抽出する工種及び事象等）に係る技術課題の理解度、技術課題への対応策、その対応策の具体的効果等について評価する。
4. 維持管理、災害対応に対する提案	
4-1 維持管理、災害等への配慮	以下に示す 3 項目すべてについて評価する。 - 維持管理（埋立作業、浸出水処理施設及び埋立前処理施設の運転等）における効率性及び安全性に配慮されたものであるかを評価する。 - 使用する材料及び機器は、省エネルギーの配慮がなされ、その具体的な方法等が考慮されているかを評価する。 - 豪雨、地震、火災等の緊急時に備えた安全対策、避難経路等が適切であるかを評価する。また、被災時における早期復旧のための配慮がなされ、その具体的な方法等が考慮されているかを評価する。